

令和7年度第2回名取市地域密着型サービス運営委員会 概要

記

- 1 日 時 令和7年11月19日(水) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 名取市役所 4階会議室
- 3 出席者 委 員 中鉢 登、飯倉 和子、高橋 壽子、佐藤 克也、宮地 智子、
丹野 恵子、田端 幸男
事務局 橋本課長、高橋課長補佐、遠藤主幹兼係長、小島
- 4 概 要 (詳細については、別紙のとおり)
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
佐藤会長より
 - 3 報告事項
 - (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
 - (2) 指定地域密着型サービス事業者の公募について
 - 4 協議事項
 - (1) 指定地域密着型サービス事業所の運営指導について
 - 5 その他

《質疑応答等》

- 報告事項(1)指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
(委 員) 半日利用だけか、1日利用もあるか。

(事務局) 2部制になっており、午前、午後に分かれている。
- 報告事項(2)指定地域密着型サービス事業者の公募について
(委 員) 名取市として必要なサービスを提供していきたいが、公募をしても応募事業者
がない。これから対応はどうするのか。

(事務局) 第9期計画に基づいて公募をしている。あと1年計画期間がある。この1年間でできることを検討し、体制を整え、引き続き立地できるよう努力していく。

(委員) 高齢者増加による定員オーバーにより、3つ募集しているのか。

(事務局) 小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、9期計画策定の際に、国で在宅をめざす施設の基盤整備を推し進めていたこともあったのに加え、ケアマネジャーを対象としたアンケートにおいても必要だと思うサービスの中で多くの方が挙げていた。認知症対応型共同生活介護は今後認知症高齢者が増加していく可能性があるため新設を目指して公募を行っていた。

(委員) 名取市で小規模多機能型居宅介護を希望する方は、現在は近隣の市町村の施設を利用しているのか。

(事務局) 地域密着型サービスであるため、住所をおいている市町村の事業所しか利用できない。おそらくこういったサービスを利用したいと考えている方は、訪問介護、訪問看護、ショートステイなどの別なサービスを利用していると推察される。

○ 協議事項(1)指定地域密着型サービス事業所の運営指導について

(委員) 各種加算の算定要件が満たされているかは機械的にいかないのか。

(事務局) 加算をとるための様々な要件が国で定められており、要件を満たしていないのに加算を取っていないかを、運営指導の際に現地にて書類などで確認している

(委員) 指定申請の際にヘルパー、看護職員、ケアマネジャーが何人と整えられている。それで機械的に加算は決まるのではないか。加算の要件とはどういったものがあるのか。

(会長) 職員の人数、資格などで取れる加算もあるが、事前にわからない加算もある。例えば、入院時情報連携加算という利用者が入院した際に病院に情報提供をすることで算定できる加算があるが、この要件では FAX が病院に届いているか、本当にそれをやったか、運営指導の際に確認される。そういった目には見えない要件もある。国で定める要件は複雑であり、誤った解釈をしていないかを確認する形になる。

(委員) 6年1度の運営指導でいいのか。6年分を見ているのか。

(事務局) 6年分の確認は難しいので、直近の1年間の書類を確認させていただいている。

運営指導は、不正を正す監査などではなく、介護保険施設等が適正なサービスを提供できるように支援をして、サービスの取り扱い、介護報酬の請求に関して誤った手続きを取っていないか周知徹底を図るために行っているものである。名取市の今回の指摘事項は、口頭指導、助言の項目に限られている。この期間で支障がないと捉えている。

(委員) 加算の算定要件はかなり細かい事務処理が必要だと見受けられるが、名取市として加算要件を簡素化して運用できないのか。

(会長) 介護保険制度の大元は国が決める。運営は各市町村、保険者に任せられるが、国が細かく決めていることを市町村で変えるわけにはいかない。

5 その他 ※事務局より説明

(1) 第1回地域密着型サービス運営委員会の質問に対する回答 別紙参照

(2) 次回の令和7年度第3回委員会は2月ごろを予定している。

6. 閉会

以上